

# 第10期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020年12月1日から  
2021年11月30日まで)

株式会社マネーフォワード

「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第20条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.moneyforward.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第5回新株予約権	第6回新株予約権		
発行決議日		2016年2月26日	2016年2月26日		
新株予約権の数		100個	2,529個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (注) 5 (新株予約権1個につき 40株) (注) 5	普通株式 101,160株 (注) 5 (新株予約権1個につき 40株) (注) 5		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり、242円とする		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 11,000円 (1株当たり 275円) (注) 5	新株予約権1個当たり 11,000円 (1株当たり 275円) (注) 5		
権利行使期間		2018年3月17日から 2025年3月16日まで	2017年3月17日から 2025年3月16日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	2,529個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	101,160株 (注) 5
		保有者数	一名	保有者数	3名
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	100個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	4,000株 (注) 5	目的となる株式数	一株
		保有者数	1名	保有者数	一名

		第8回新株予約権	第9回新株予約権		
発行決議日		2017年2月28日	2017年2月28日		
新株予約権の数		1,125個	175個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 45,000株 (注) 5 (新株予約権1個につき 40株) (注) 5	普通株式 7,000株 (注) 5 (新株予約権1個につき 40株) (注) 5		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 15,000円 (1株当たり 375円) (注) 5	新株予約権1個当たり 15,000円 (1株当たり 375円) (注) 5		
権利行使期間		2020年3月15日から 2026年3月14日まで	2020年3月15日から 2026年3月14日まで		
行使の条件		(注) 3	なし		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	1,125個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	45,000株 (注) 5	目的となる株式数	一株
		保有者数	3名	保有者数	一名
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	75個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	3,000株 (注) 5
		保有者数	一名	保有者数	1名
	監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	100個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	4,000株 (注) 5
		保有者数	一名	保有者数	1名

		第10回新株予約権	第11回新株予約権		
発行決議日		2017年2月28日	2018年2月5日		
新株予約権の数		200個	539個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,000株 (注) 5 (新株予約権1個につき 40株) (注) 5	普通株式 107,800株 (注) 5 (新株予約権1個につき 200株) (注) 5		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり14,873円とする		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 15,000円 (1株当たり 375円) (注) 5	新株予約権1個当たり 315,600円 (1株当たり 1,578円) (注) 5		
権利行使期間		2020年6月23日から 2026年6月22日まで	2019年2月5日から 2025年2月4日まで		
行使の条件		なし	(注) 4		
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	481個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	96,200株 (注) 5
		保有者数	一名	保有者数	4名
	社外取締役	新株予約権の数	200個	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	8,000株 (注) 5	目的となる株式数	8,000株 (注) 5
		保有者数	1名	保有者数	1名
	監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	18個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	3,600株 (注) 5
		保有者数	一名	保有者数	1名

(注) 1. 第5回新株予約権

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできない。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。ただし、当社又は当社の関連会社の役員又は従業員の地位にある場合、及び当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

2. 第6回新株予約権

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできない。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社又は当社の関連会社の役員又は従業員の地位にある場合、及び当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

3. 第8回新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成29年11月期、平成30年11月期及び平成31年11月期の各事業年度にかかる当社の監査済み損益計算書（連結損益計算書を作成している場合においては、連結損益計算書）における売上高の合計額が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。また、決算期の変更や国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定める。

(a)売上高の合計額が 7,456百万円未満の場合：0%

(b)売上高の合計額が 7,456百万円以上の場合：50%

(c)売上高の合計額が 8,948百万円以上の場合：60%

(d)売上高の合計額が 10,439百万円以上の場合：70%

(e)売上高の合計額が 11,930百万円以上の場合：80%

(f)売上高の合計額が 13,422百万円以上の場合：90%

(g)売上高の合計額が 14,913百万円以上の場合：100%

また、新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできない。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社の取締役会において、正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

ク 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

4. 第11回新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者は、平成30年11月期から平成32年11月期までの各事業年度における、監査済みの当社連結損益計算書の売上高が下記ア乃至ウに掲げる条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ア 平成30年11月期売上高が4,350百万円以上の場合、行使可能割合33%
- イ 平成31年11月期売上高が6,500百万円以上の場合、行使可能割合33%
- ウ 平成32年11月期売上高が10,000百万円以上の場合、行使可能割合34%
- また、新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできない。
- ア 新株予約権者が現在、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。
- イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
- エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。
- オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
- カ 新株予約権者が死亡した場合。
5. 2020年12月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当ありません。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を定め、内部統制システムの整備及び運用に努めております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① ミッション、ビジョン、バリュー、カルチャーを定め、取締役及び使用人（以下「役職員」という。）に、これらの浸透を図る。
- ② CCO（最高コンプライアンス責任者）を任命し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）におけるコンプライアンス活動を推進させる。
- ③ 当社グループに共通して適用されるコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを制定し、当社グループの役職員が法令やルールを守るだけでなく、高い倫理観を持ちながら企業活動を行うための行動指針を定め、その実践を図る。
- ④ 当社グループの役職員が、コンプライアンスに関する正しい知識を習得し、日常業務におけるコンプライアンス実践に役立てるため、定期的な研修を行い、受講を徹底させる。
- ⑤ 代表取締役を議長とするコンプライアンス会議を四半期に1回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行う。
- ⑥ 当社に当社グループ共通の内部通報窓口を設置し、組織的又は個人的な関係法令、通達、定款、社内規程等及び社会一般の規範に違反する行為等の相談・通報を受け、これらの早期発見と是正を図り、当社グループにおけるコンプライアンス経営の強化に努める。
- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。
- ⑧ 当社に内部監査部門を設置し、当社における経営上の内部統制の有効性、業務の効率性や有効性、法令遵守等について内部監査を行う。

### (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報（電磁的記録を含む。）を、文書管理規程その他の社内規程に基づいて、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役が保存及び管理されている情報の閲覧を要請した場合、速やかにこれを閲覧できるように管理する。

### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを的確に把握し、リスクの大きさ、発生可能性、発生した場合の影響度等に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にすべく対応を行う。
- ② 情報セキュリティリスクについて、定期的にCISO（最高情報セキュリティ責任者）が代表取締役やCTO（最高技術責任者）などに情報セキュリティの運用状況の報告を行い、その有効性及び妥当性について確認する。
- ③ グループ危機管理基本規程に基づき、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する体制の構築及び運営に努めるとともに、危機発生時は当該規程に基づき、迅速な対応を行う。

うことで損害の拡大防止・被害の最小化を図る。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 毎月1回の定時取締役会の開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、活発な意見交換及び機動的な意思決定を行う。
- ② 執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化及び業務執行の責任と権限の明確化を図る。
- ③ 取締役会規程、組織規程及び職務権限規程により、取締役、執行役員及び使用人の職務分掌と権限を定め、当該規程に基づいて個々の職務執行を行う。

#### **(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社と各当社子会社（以下「グループ各社」という。）との間で経営管理契約を締結し、当社グループに影響を及ぼす重要事項について迅速な報告を求める。
- ② グループ各社に対して、取締役と監査役を派遣し、グループ各社の取締役会への出席を通じて、グループ各社の役職員の職務執行状況の確認を行う。
- ③ 当社とグループ各社の関係各部署が連携し、両者間で情報共有を図るとともに、グループ各社の事業運営のサポートを行う。
- ④ コンプライアンス関係規程（反社会的勢力対応規程、内部通報規程、内部統制規程など）は当社グループで共通のものとし、当該規程に基づき、グループ各社においても当社と同等のコンプライアンス体制が構築、整備及び運用できるように努める。
- ⑤ 当社内部監査部門が、グループ各社に対して直接監査を実施し、又はグループ各社で実施した監査結果の共有を受け、その妥当性及び有効性を確認する。

#### **(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、専任又は兼任の監査役を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を置く。

#### **(7) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役スタッフの人事異動及び人事考課については、常勤監査役の意見を聴取した上、これを尊重して行う。
- ② 監査役スタッフの懲戒については、監査役会の同意を得てこれを行う。

#### **(8) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役からその職務の執行に当たり、監査役スタッフに対し指示があった場合、当該監査役スタッフは当該指示については監査役の指揮命令権に従い、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役スタッフが兼任の場合、当該兼務部署の上長及び取締役は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査役の要請に応じて協力を行う。



### **(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、監査役に対して、その職務の執行状況を取締役会等の重要な会議において定期的に報告するほか、必要に応じて随時かつ遅滞なく報告する。
- ② 当社グループの役職員が、監査役からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告する。
- ③ 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役に対し、直ちに報告する。
- ④ 当社グループの役職員から監査役に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口を設置し、これを周知徹底する。

### **(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループに共通して適用されるグループ内部通報規程において、内部通報制度を利用し通報した通報者に対して報復行為をしてはならない旨を規定し、当社グループの役職員に対して、当該規定内容を周知徹底する。

### **(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は証券の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

### **(12) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役は、監査役と原則年1回、経営方針、当社グループを取り巻く重大なリスクや対処すべき課題、内部統制システムの整備及び運用状況等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、定期的に会計監査人や内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行う。
- ③ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。
- ④ 常勤監査役は、コンプライアンス会議など当社の重要な会議に出席するとともに、定期的に当社CCO（最高コンプライアンス責任者）から当社グループのコンプライアンス体制の整備及び運用状況等について報告を受ける。
- ④ 内部監査室は、個別内部監査報告書及び内部監査統括報告書の内容を監査役会に報告する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めており、年に1回取締役会において運用状況等を報告しております。2021年11月期については、2022年1月14日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項の運用状況に重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

### (1) 取締役の職務の執行について

- ① 取締役9名のうち5名を社外取締役、監査役3名全員を社外監査役としてそれぞれ選任しており、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化を図っております。なお、取締役候補者の選任は、任意で設置した指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定するプロセスとなっております。
- ② 定時取締役会を12回開催したほか、臨時取締役会を5回開催し、取締役及び監査役の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議及び報告のみにとどまらず、重要事項（事業戦略、資本政策、M&A、人事戦略、サステナビリティ等）の審議を行っております。また、取締役会資料の早期配布、記載内容の充実、議事進行の工夫等により、活発な意見交換がなされるように努めております。

### (2) コンプライアンス及びリスク管理体制について

- ① 四半期に1回、当社の代表取締役、業務執行を行う取締役、執行役員、常勤監査役、当社グループ各社の代表取締役が出席するコンプライアンス会議を開催し、当社グループのコンプライアンスに関する事項について共有し、協議を行っております。また、コンプライアンス会議で報告、議論された内容について、取締役会に報告が行われております。
- ② コンプライアンス関係規程（コンプライアンス規程、内部者取引防止規程、内部通報規程、反社会的勢力対応規程、内部統制規程、知的財産権管理規程、危機管理基本規程等）を、グループ共通で制定し、これを当社グループ役職員に対して周知するとともに、当該規程に基づいて運用を行うことで、グループ全体の内部統制が図られるように努めております。
- ③ 当社グループ全役職員を対象としたコンプライアンス研修（入社時研修、「グループ コンプライアンス・マニュアル」に関する研修、インサイダー取引に関する研修、ハラスメント研修）を実施し、当社グループ役職員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ④ 当社及びグループ各社のコンプライアンス違反やその可能性がある行為について、当社グループ全役職員が当社所定部署に直接通報を行える内部通報制度を整備のうえ、当社グループ役職員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。
- ⑤ 当社のリスクとして最も重要度の高い情報セキュリティについて、執行役員CISO（最高情報セキュリティ責任者）から月次で代表取締役及びCTO（最高技術責任者）に対してセキュリティ運用状況を報告し、その妥当性や有効性の評価・指摘等が行われております。また、当該レポート内容の年間サマリについて、取締役会において報告が行われております。

### (3) 内部監査の実施について

- ① 代表取締役直属の内部監査室が、当社及び当社グループ会社の業務運営の状況把握や、法令遵守状況の確認及び法令違反行為等の抑止のため、当社及び当社グループ会社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役及び監査役会に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

- ② 月次で実施しているCISO（最高情報セキュリティ責任者）から代表取締役及びCTO（最高技術責任者）に対するセキュリティ運用状況報告の会議への参加や議事録の確認を通じてその活動内容を評価し、必要に応じて監査役会への報告を行っております。

#### (4) 監査役の職務の執行について

- ① 監査役会を15回開催したほか、監査役会において監査計画に基づき、実地監査や当社役職員への意見聴取を実施しております。また、17回開催された取締役会への出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。
- ② 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っているほか、社外取締役との定例懇談会を開催し、情報交換を行い、相互連携を図ることで、監査機能の強化及び向上を図っております。
- ③ 常勤監査役は、経営会議（代表取締役、業務執行を行う取締役、執行役員、重要な子会社の代表取締役により構成される情報共有や協議を行う会議）に出席し、代表取締役等の職務執行の状況を確認しております。また、監査役2名がコンプライアンス会議に出席し、法令遵守状況等について直接確認を行っていることに加え、常勤監査役による内部監査室へのヒアリング等に基づく当社グループの内部監査の状況確認を通じて、コンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。
- ④ 監査役職務補助使用人として、適正な知識・能力・経験を有する従業員を1名（内部監査室を兼務）配置し、監査役の職務執行のサポートを行っております。

# 連結株主資本等変動計算書

第10期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	9,614,410	2,910,162	△3,111,275	△146	9,413,150
当連結会計年度変動額					
新株の発行	15,786,000	15,786,000			31,572,000
新株の発行（新株予約権の行使）	95,920	95,920			191,840
譲渡制限付株式報酬	279,163	279,163			558,327
欠損填補		△1,837,984	1,837,984		－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,482,262		△1,482,262
自己株式の取得				△704	△704
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	16,161,084	14,323,100	355,721	△704	30,839,202
当連結会計年度末残高	25,775,494	17,233,262	△2,755,553	△850	40,252,352

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	214,893	△9,752	205,140	46,549	572,927	10,237,768
当連結会計年度変動額						
新株の発行						31,572,000
新株の発行（新株予約権の行使）						191,840
譲渡制限付株式報酬						558,327
欠損填補						－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△1,482,262
自己株式の取得						△704
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	13,516	20,651	34,167	△8,020	1,229,864	1,256,011
当連結会計年度変動額合計	13,516	20,651	34,167	△8,020	1,229,864	32,095,213
当連結会計年度末残高	228,409	10,898	239,307	38,529	1,802,791	42,332,981

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### 連結子会社の状況

・連結子会社の数	15社
・連結子会社の名称	マネーフォワードケッサイ株式会社 マネーフォワードホショウ株式会社 株式会社クラビス マネーフォワードファイン株式会社 マネーフォワードフィナンシャル株式会社 マネーフォワード i 株式会社 株式会社ナレッジラボ MONEY FORWARD VIETNAM CO.,LTD マネーフォワードシンカ株式会社 スマートキャンプ株式会社 マネーフォワードベンチャーパートナーズ株式会社 HIRAC FUND 1号投資事業有限責任組合 株式会社アール・アンド・エー・シー ADXL株式会社 株式会社Biz Forward

当連結会計年度より、ADXL株式会社及び株式会社Biz Forwardを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。  
当連結会計年度より、株式の売却により株式会社ワクフリを連結の範囲から除外しております。  
2021年2月1日をもって、mirai talk株式会社はマネーフォワード i 株式会社に社名を変更しております。

### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MONEY FORWARD VIETNAM CO.,LTDの決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. その他有価証券
- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ロ. たな卸資産
- ・商品、仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
  - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 6年～50年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～15年 |

- ロ. 無形固定資産  
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. ポイント引当金  
ユーザーに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

### ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、定額法（5～10年）により償却を行っております。

### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- イ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。  
なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ロ. 退職給付に係る会計処理の方法  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ハ. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### （「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	537,330千円
無形固定資産（のれんを除く）	3,036,427
減損損失	—

#### ② 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

##### イ. 算出方法

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。減損の兆候がある資産または資産グループについて、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。当連結会計年度において、継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討

を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断し、減損損失は計上しておりません。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りに関し、当社グループは今後の収益及び費用の見込額を基礎として事業計画を策定しております。事業計画に用いた主要な仮定として、一顧客当たりの獲得費用、課金顧客の解約率、顧客数、顧客当たり単価等を基礎にし、継続的な売上高の増加を織り込んでおります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候、割引前将来キャッシュ・フロー、回収可能価額の算定については、事業計画や経営環境等の前提条件に基づき様々な仮定を用いております。そのため、前提条件に変更が生じた場合、減損損失を認識する可能性があります。

## (2) 投資有価証券の評価

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券（非上場株式）	1,014,297千円
投資有価証券（非上場株式）	4,480,163

### ② 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、業務提携及び投資育成を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っております。

非上場株式については、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに減損処理を行いますが、回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。

超過収益力が当連結会計年度末日において維持されているか否かを評価する際には、個別投資先ごとに入手し得る直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

ロ. 主要な仮定

非上場株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの投資有価証券の評価においては、投資先の経済環境の変化等により、投資有価証券評価損を計上する可能性があります。

## (3) のれんの評価

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	3,068,762千円
-----	-------------

### ② 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

M&Aによって子会社を取得した際に発生したものです。

当社グループは、のれんが所属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれんについて、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

ロ. 主要な仮定

のれんの評価における重要な見積りは、連結子会社の取締役会等が承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローであり、売上高及び営業利益の将来予測と将来の不確実性を考慮した成長率に基づいております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、減損損失を認識する可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(当座貸越契約)

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	7,500,000千円
借入実行残高	4,700,000
差引額	2,800,000

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,851,218	29,531,242	—	53,382,460
合計	23,851,218	29,531,242	—	53,382,460
自己株式				
普通株式	8,918	27,557	—	36,475
合計	8,918	27,557	—	36,475

(注) 1. 当社は、2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	23,851,218株
海外募集による新株式発行による増加	5,000,000株
新株予約権の権利行使に伴う新株式発行による増加	551,080株
譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加	128,944株

3. 普通株式の自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	8,918株
譲渡制限付株式の無償取得による増加	18,479株
単元未満株式の買取請求による増加	160株

##### (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式	786,720株
------	----------



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、買取債権は、当該債権の譲渡人及び債務者の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は主として株式、投資事業組合への出資金であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行会社の信用リスクに晒されております。これらのうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金は、運転資金として調達しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

ハ. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	36,220,522 千円	36,220,522 千円	－ 千円
(2) 受取手形及び売掛金	1,516,402		
(3) 買取債権	4,222,155		
貸倒引当金(※2)	△99,481		
	5,639,077	5,639,077	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	314,421	314,421	－
(5) 敷金及び保証金	606,325	606,325	－
(6) 買掛金	(211,852)	(211,852)	－
(7) 短期借入金	(4,700,000)	(4,700,000)	－
(8) 未払金	(1,822,487)	(1,822,487)	－
(9) 未払費用	(908,826)	(908,826)	－
(10) 未払法人税等	(350,189)	(350,189)	－
(11) 長期借入金(※3)	(3,824,141)	(3,823,821)	319

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) 受取手形及び売掛金、買取債権に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 買取債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

#### (5) 敷金及び保証金

時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

#### (6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (11) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券及び投資有価証券	
非上場株式	5,494,461千円
非上場新株予約権	89,989
投資事業組合等への出資金	181,579
長期借入金	30,000

営業投資有価証券及び投資有価証券並びに投資事業組合等への出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。

長期借入金に含まれる「資本性ローン」は、会社の業績に基づいて返済条件が変動し、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、「(11)長期借入金」には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 759円04銭

1株当たり当期純損失(△) △29円97銭

(注) 当社は、2020年12月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### 取得による企業結合

当社は、2021年11月30日開催の取締役会において、HiTTO株式会社の発行する株式及び新株予約権の全てを取得して完全子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2021年12月22日付で全株式を取得しました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：HiTTO株式会社

事業の内容：HRチャットボット『HiTTO』の開発・提供

#### ② 企業結合を行った主な理由

HiTTO株式会社の提供する人事労務向けSaaS『HiTTO（ヒット）』は、中堅規模以上の企業に幅広く導入されている国内シェアNo.1（※）の社内向けAIチャットボットです。勤怠管理・年末調整・経費精算・福利厚生等、『HiTTO』は主に人事労務に関する社内の従業員向けの情報共有の仕組みを構築し、変化に強いオープンな組織を作る完全自動学習型のHRチャットボットを提供し、従来、属人的に対応されていた従業員の問い合わせ対応に『HiTTO』が自動で即時に回答することにより、バックオフィス業務の効率化に貢献します。

現在、当社では、中長期的な株主価値及び企業価値の向上実現に向け、経理財務・人事労務・契約領域をカバーした『マネーフォワードクラウド』の提供を通じて中堅規模の企業や上場準備企業への顧客基盤拡大に取り組んでおります。本完全子会社化により、従業員のお問合せ対応の省力化・最適化を通じ、さらなるバックオフィスの効率化を推進してまいります。また、当社のネットワーク及び顧客基盤を活用した『HiTTO』利用者拡大を目指すとともに、将来的には『HiTTO』と『マネーフォワードクラウド勤怠』『マネーフォワードクラウド人事管理』等当社の人事労務プロダクトとのデータ連携によりユーザーへ個別化された回答の提供を実現し、さらなる提供価値の向上を図ります。加えて、当社のバックオフィス業務に関するノウハウやデータアセットを活用し経理や法務、情報システム部門などへの事業領域の展開や、自然言語処理などの研究を行う『Money Forward Lab』との連携による『HiTTO』のAIモデルの更なる改善を目指します。

（※）出典：株式会社テクノ・システム・リサーチ、調査研究レポート『業務自動化ツール市場マーケティング分析』（2019年5月）における、2018年、社内向け用途のAIチャットボットに占めるシェア（売上金額ベース）。

③ 企業結合日

2021年12月22日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、HiTTO株式会社の株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,998,516 千円
取得原価		1,998,516 千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 18,082千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

9. その他の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

第10期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	9,614,410	4,626,474	—	4,626,474	△1,837,984	△1,837,984	△146	12,402,754	
当期変動額									
新株の発行	15,786,000	15,786,000		15,786,000				31,572,000	
新株の発行（新株予約権 の行使）	95,920	95,920		95,920				191,840	
譲渡制限付株式報酬	279,163	279,163		279,163				558,327	
資本準備金の取崩		△1,837,984	1,837,984	—				—	
欠損填補			△1,837,984	△1,837,984	1,837,984	1,837,984		—	
当期純損失（△）					△1,924,900	△1,924,900		△1,924,900	
自己株式の取得							△704	△704	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	16,161,084	14,323,100	—	14,323,100	△86,916	△86,916	△704	30,396,563	
当期末残高	25,775,494	18,949,574	—	18,949,574	△1,924,900	△1,924,900	△850	42,799,317	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	213,315	213,315	46,549	12,662,619
当期変動額				
新株の発行				31,572,000
新株の発行（新株予約権 の行使）				191,840
譲渡制限付株式報酬				558,327
資本準備金の取崩				—
欠損填補				—
当期純損失（△）				△1,924,900
自己株式の取得				△704
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,094	15,094	△8,020	7,073
当期変動額合計	15,094	15,094	△8,020	30,403,636
当期末残高	228,409	228,409	38,529	43,066,256

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産
  - ・商品、仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
  - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～50年
工具、器具及び備品	4年～15年

#### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
ポイント引当金	ユーザーに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

### (4) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却方法については、定額法（10年）により償却を行っております。

### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建有価証券（その他有価証券）は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

#### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	422,209千円
無形固定資産(のれんを除く)	2,704,422
減損損失	—

#### ② 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記(1) 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

### (2) 投資有価証券の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式)	4,460,163千円
---------------	-------------

#### ② 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記(2) 投資有価証券の評価」に記載した内容と同一であります。

### (3) 関係会社株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	7,376,749千円
関係会社株式評価損	784,906

#### ② 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

##### イ. 算出方法

関係会社株式は時価を把握することが極めて困難と認められる株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該関係会社株式の評価に当たっては、実質価額が著しく低下したときに減損処理を行います。回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、関係会社の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

なお、当事業年度にマネーフォワードケッサイ株式会社の株式について実質価額まで減額し、784,906千円の減損損失を計上しています。

##### ロ. 主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

##### ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	922,666千円
② 長期金銭債権	88,169
③ 短期金銭債務	179,333

##### (2) 保証債務

①以下の関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

マネーフォワードケッサイ株式会社 4,700,000千円

②以下の関係会社の取引先への未払金に対し、保証を行っております。

マネーフォワードケッサイ株式会社 13,582千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	254,279千円
売上原価	543,463
販売費及び一般管理費	136,317
営業取引以外の取引高	23,212

##### (2) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損784,906千円は、マネーフォワードケッサイ株式会社の株式に係る評価損であります。

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 36,475株



## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	67,714千円
未払事業所税	4,136
貸倒引当金	5,239
減価償却超過額	287,591
敷金及び保証金	15,700
その他有価証券評価差額金	2,781
繰越欠損金	2,025,165
譲渡制限付株式報酬	74,722
関係会社株式	489,642
その他	14,628
繰延税金資産小計	2,987,323
評価性引当額	△2,987,323
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
のれん償却	8,030
その他有価証券評価差額金	104,815
繰延税金負債合計	112,845
繰延税金負債の純額	112,845

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

単位：千円

種類	会社等の名称	議決権などの所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	マネーフォワードケッサイ株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	債務の保証 (注)	4,700,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 債務の保証は、金融機関からの借入金に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っていません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 806円58銭

(2) 1株当たり当期純損失 (△) △38円93銭

(注) 当社は、2020年12月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. その他の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。